

○酒田市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定に関する懇話会要綱

平成23年3月25日

告示第122号

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条の規定に基づく、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画の策定に当たり、広く住民の意見を聴取するため、酒田市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、介護保険運営協議会（酒田市介護保険条例（平成17年条例第123号）第15条に規定する酒田市介護保険運営協議会をいう。）の委員に、市民、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱した委員を加えて構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、一の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、健康福祉部に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日告示第202号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。